

## 交野市住宅流通促進支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、交野市補助金交付規則(昭和48年規則第5号)に定めるもののほか、若い新婚世帯をはじめとする多様な世代の住宅の取得等に関する費用補助の交付について必要な事項を定めることにより、空き家発生の未然防止に繋がる中古住宅等の流通促進に資するだけでなく、子育て世帯に温かい社会づくりを目指し少子化対策の一翼を担うことで、市内外からの移住・定住人口の増加を図ることはもとより、交野のまちの活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)補助金 交野市住宅流通促進支援事業補助金をいう。
- (2)申請者 補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (3)事業年度 当年度の4月1日から翌年3月31日までをいう。
- (4)住宅取得 住宅を購入することのほか、相続や贈与により住宅(建物)の名義を変更することをいう。
- (5)市外転入 申請日において、前1年間、継続して1年以上市外に居住する者が、今回、新たに市内に住宅を取得し、転入することをいう。
- (6)市内移動等 申請日において、前1年間、1日以上交野市内に居住する又は居住した者が、今回、新たに市内に住宅を取得し、移動することのほか、市外在居期間が1年未満など市外転入に該当しないことをいう。
- (7)親世帯 申請者又はその配偶者の父母(養父母を含む。)で構成される世帯をいう。

### (申請対象者)

第3条 補助金の申請をできる者は、前年度4月1日以降に交野市内に居住することを目的に新たに住宅取得した者(以下、「住宅取得者」という。)とする。

- 2 前項に定める住宅取得者のうち、取得した住宅以外に、既に申請者又はその配偶者の自己又は共有名義の住宅が市内にあり、かつ今回の住宅取得が市内移動等に該当する者は除く。
- 3 補助対象となる住宅が複数人による共有名義であっても、1軒の住宅に対し、補助金を申請できる者は1人とする。

### (交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1)申請日において、申請者及びその属する世帯が、本市で住民基本台帳法に基づく住民登録を行っていること。
- (2)申請者及びその属する世帯(親世帯が交野市内に居住する場合は、その世帯を含む。)の構成員の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び交野市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (3)申請者及びその属する世帯(親世帯が交野市内に居住する場合は、その世帯を含む。)の構成員の全員が、過去に、この補助金のほか、交野市同居・近居促進事業補助金又は交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金の交付を受けたことがないこと。

### (補助対象となる住宅取得等)

第5条 補助金の交付対象となる住宅取得等は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)申請者及びその属する世帯が居住するために取得した住宅で、申請者の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をしていること。
- (2)建物の延べ床面積の半分以上が住宅用となる建物であること。

(3)建築基準法(昭和25年法律第201号)其他法令に基づき適正に建築された住宅であること。

(4)建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者により木造住宅の耐震性について確認されているもの(改修等により、耐震性について確認されることとなるものを含む。)であること。

(5)新築若しくは売買により取得した住宅又は改修工事の場合は、事業年度の前年度4月1日以降の契約に基づくものであること。

(補助対象となる改修)

第6条 補助金の交付対象となる改修は、居住するための建物に係るもので、次に掲げるものとする。

(1)自ら居住するための部分の増築・改築等

(2)屋根・雨樋・柱・外壁の修繕・塗装等の外装工事

(3)床・内壁・天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事

(4)雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事

(5)電気、ガス等の設備工事

(6)トイレ・風呂・キッチン等の水回り改修等の給排水工事

(7)その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。

(1)敷地造成、門、塀その他外構工事

(2)家具、家庭用電気機械器具等の購入及び設置等

(3)物置、車庫等の設置等

(4)国、大阪府又は本市の住宅改修に係る他の補助を受けた工事の場合は、当該補助の対象となった工事

(5)その他市長が補助の対象として適当でないと認めるもの

(補助金の交付額)

第7条 補助金の基本額は、今回取得する住宅の形態に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

(1)当該住宅が新たに建てられた時点から申請日までの年数(以下「築年数」という。)について、15年未満のとき(新築含む) 5万円

(2)築年数について、15年以上のとき 10万円

2 築年数が15年以上の住宅を取得する者で、前条第1項各号に定める住宅改修を実施した場合は、住宅改修にかかる費用(住宅改修の内、次の各号に掲げる補助等を受ける改修を行った場合は、要した改修費用の総額から、その補助等を控除した額)の50%に相当する額と、5万円のいずれか少ない額を補助金の基本額に加算する。

(1)交野市木造住宅耐震改修補助事業

(2)介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修及び介護保険法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修

(3)交野市障がい者住宅改修助成事業

(4)交野市老人日常生活用具給付等事業実施要綱に規定する給付

(5)交野市日常生活用具給付事業実施要綱に規定する給付

3 前項に定める住宅改修を交野市内の事業者で施工した場合、前項までに算出された補助額に第2項の金額を加算する。

4 補助金交付の申請日において、申請者が市外転入の場合、前項までに算出された補助金額に5万円を加算する。

5 補助金交付の申請日において、申請者が属する世帯に中学生以下の子ども(出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。)がいる場合、前項までに算出された補助額に5万円を加算する。

6 補助金交付の申請日において、申請者又はその配偶者の親世帯が継続して5年以上市内に居住(現に居住し、かつ住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行っている。)している場合、前項までに算出された補助額に

5万円を加算する。

(新生活者への支援)

第8条 申請者及びその配偶者が、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合、前条で算出された補助金の額を2倍とする。

- (1)申請者及びその配偶者の婚姻の届け出が、事業年度の前年度の4月1日が属する年の1月1日から事業年度の末日までに提出されること。
- (2)補助金交付の申請日において、申請者及びその配偶者の年齢がともに39歳以下であること。
- (3)申請日の前年における申請者の世帯所得合計が400万円以下であること。

(補助金の交付申請)

第9条 申請者は、交野市住宅流通促進支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める場合は、市長が適当と認める書類等の添付を省略することができる。

- (1)助成対象要件チェックシート
  - (2)交野市住宅流通促進支援事業補助金調書
  - (3)必要書類確認兼送付書
  - (4)誓約書(様式第2号)
  - (5)申請者を含む世帯全員が市内又は市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票、住民票除票の写し等
  - (6)申請者が属する世帯の本市における住民票(世帯全員分記載)の写し等
  - (7)建物登記簿の全部事項証明書の写し等
  - (8)住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し等
  - (9)建築基準法が定める検査済証の写し等
  - (10)住宅改修等の加算対象となる場合は、金額(内訳含む)が分かるものの写し、施工業者が発行する住宅改修等の費用支払いにかかる領収書の写し等
  - (11)交野市内の施工業者と契約し住宅改修等を行ったことにより加算対象となる場合は、その施工業者の事務所等が交野市内に存することが分かるもの
  - (12)その他、市長が必要と認めるもの
- 2 第7条第5項に規定する加算額を適用する場合で、中学生以下の子どもが出産予定の子どものみの場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることがわかる書類を添付しなければならない。
- 3 第7条第6項に規定する加算額を適用する場合は、子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書等及び5年以上市内居住していたことを証明できる住民票の写し等を添付しなければならない。
- 4 前条の規定を適用する場合は、申請日の前年の所得(申請者の属する世帯全員分)がわかる書類を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交野市住宅流通促進支援事業補助金交付決定・却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第11条 前条の規定により交付決定を受けた申請者(以下「補助対象者」という。)は、当該決定を受けた後に、第9条の規定による申請内容を変更又は取り下げようとするときは、交野市住宅流通促進支援事業補助金変更等申請書(様式第4

号)に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、結果を交野市住宅流通促進支援事業補助金変更等承認・不承認通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

#### (補助金の交付)

第12条 補助対象者は、第10条又は第11条の交付決定の通知を受けた日から14日以内に交野市住宅流通促進支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の提出を受けた日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

#### (補助金の交付決定の取り消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1)虚偽の申請その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき
- (2)前条第1項の請求を行わないとき
- (3)この要綱及び関係法令に違反したとき
- (4)前各号に類するもので、市長が必要と認めるとき

- 2 市長は、前項の取消しをした時は、交野市住宅流通促進支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

#### (補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### (調査)

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を期するために必要と認めるときは、補助対象者に対して調査することができる。

#### (補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は所管部長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### (交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金交付要綱の廃止)

- 2 交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金交付要綱(以下「旧中古住宅補助要綱」という。)は廃止する。

#### (交野市同居・近居促進事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 交野市同居・近居促進事業補助金交付要綱(以下「旧同居近居補助要綱」という。)は廃止する。

#### (経過措置)

- 4 この要綱の施行の際、旧中古住宅補助要綱及び旧同居近居補助要綱の規定により、現に補助の交付決定を受けている者については、旧中古住宅補助要綱及び旧同居近居補助要綱は、この要綱施行後も、なおその効力を有する。